

## 東久留米市地域福祉計画を改定

### 次世代育成支援行動計画も併せて公表

#### 計画の内容

##### 第1部 総論

計画の改定に当たって...計画の概要(計画改定の趣旨、計画の位置づけなど) 計画策定の背景(少子高齢化の進行や社会福祉制度の動向など) 市地域福祉の基本的な考え方(福祉社会の基本理念など) 地域福祉をめぐる現況と課題...人口の概況(総人口および世帯数、年齢別人口) 地域福祉の再構築に向けた重点課題(利用者本位のサービス提供体制の整備、地域福祉推進の役割分担など) 保健福祉施策等の現状と課題(高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの現状と課題)

##### 第2部 各論

利用者本位のサービス提供体制の整備...一体的で利用しやすいサービス提供体制の整備(総合相談窓口の整備とコーディネーター機能の強化など) 権利擁護体制の確立とサービスの質の確保(権利擁護・苦情処理体制の充実、利用者への情報提供の充実など) 在宅サービスの充実...高齢者、障害者、子育て家庭への在宅福祉サービスの充実(介護保険制度を支えるサービス基盤の整備、ホームヘルプサービス事業やデイサービス事業等の充実など) 保健・医療サービスの充実(乳幼児の健全な発育への支援、健康づくりと介護予防の充実など) 児童の育成支援(第3部に掲載のため省略) その他低所得者等への支援(生活保護制度、ホームレス自立支援など) 施設の整備と運営の充実...施設の整備(総合施設の整備、高齢者・障害者施設等の整備) 社会参加と交流の促進...福祉のまちづくりの推進(福祉的配慮の定着化、移動しやすい交通環境の整備など) 社会参加の促進(就労や生涯学習の促進など) 交流の促進(当事者間交流の促進など) 福祉土壌の醸成...福祉を学習・体験する環境の整備(福祉に関する学習情報の提供など) 市民による自主的活動への支援(ボランティア活動への支援体制の強化など) 計画推進のために...福祉人材の育成と確保(専門的な人材の確保、福祉的人材の育成と活用) 推進体制の整備(推進体制の整備、当事者参画の促進、多様な主体の参画の促進など)

##### 第3部 次世代育成支援行動計画

計画の策定の趣旨...計画策定の背景と目的 基本理念 基本目標...基本目標(地域における子育て支援、親と子の健康の確保および推進など) 計画策定に当たっての基本的視点 子供たちの現状と課題...人口の動向(総人口と年少人口の推移など) 子どもと子育ての状況(乳幼児健診や訪問指導の状況、保育サービス等の状況など) 施策の方向...地域における子育て支援(地域における子育て支援サービスや保育サービスの充実など) 親と子の健康の確保および推進(子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実など) 子どもの成長を図る教育環境の整備(教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上など) 子育てを支援する生活環境の整備(安全なまちづくりなど) 職業生活と家庭生活の両立支援(仕事と子育ての両立の支援、男性の働き方の見直し) 子供たちの安全の確保(交通安全の確保、犯罪等の被害から守る活動など) 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進(児童虐待防止対策の充実、母子家庭等の自立支援など) 計画推進のために...計画の推進体制、計画の実施状況の把握・点検

市では、昨年7月に17年度の経営方針を公表しました。その方針では、今後の福祉施策について「これまでの成果を維持しコストを削減する」という方向性を示しています。市民福祉の向上は行政としての根幹的な課題です。今般経営方針の方向性に沿って、「サテライトプラン」ひがしくるめ 東久留米市地域福祉計画を「障害者計画」「次世代育成支援行動計画」を含めて改定しましたので、お知らせします。

「東久留米市地域福祉計画(第2次改定版・東久留米市次世代育成支援行動計画)」は、市政情報コーナー(市役所2階)、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館のほか、ホームページでもご覧いただけます。また概要版(一部100円)は、同コーナーで頒布します(数に限りがあります)。

詳しくは地域福祉計画については福祉総務課☎70・7741、次世代育成支援行動計画については子育て支援課☎70・7736へ。

#### 改定の背景と位置づけ

「次世代育成支援対策推進法」が昨年、制定され、すべての市町村に法に基づいた行動計画の策定が義務付けられました。また介護保険制度も実施から5年が経過し見直しの時期に入っています。さらに、障害者福祉サービスについても「措置」から「契約」制度への移行が「契約」制度という形で実施されました。

こうした社会福祉を取り巻く状況の変化を受け、「サテライトプラン」ひがしくるめ 東久留米市地域福祉計画(第1次改定版)の改定を1年早く行いました。改定に当たって



#### 計画の概要

この計画の期間は前期を17年度・21年度、後期を22年度・26年度とする10年間で、計画に盛り込まれた内容は左掲の通りです。

第1部は「総論」です。改定の趣旨とその背景、この計画における基本理念と地域福祉の考え方を明らかにし、現況の把握と課題をまとめています。また、ノーマライズされた地域社会、自由・自立生活を支援する社会など五つの基本理念のほか、市民が地域の福祉課題を理解し、担い手として福祉活動に参加する市民協働の地域福祉の推進と、ライフステージ(ライフサイクル)に対応したサービスの提供の二つの考え方を示しています。

第2部は「各論」です。各施策目標を実現するための施策体系と、主要事業の計画を定めています。利用者本位のサービス提供体制の整備のために総合相談窓口の整備や権利擁護体制の確立を図り、また要介護高齢者には訪問サービスや通所サービスなどのサービス基盤の強化を、自立高齢者には家事援助サービスなどの充実を目指します。

施設の整備では、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するため保健福祉総合センターの開設を、高齢者施設では、地域包括支援センター(仮称)等の整備を目指します。

第3部は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」です。「父母やその他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識の下、安心して子どもを生育できるように子育て家庭全体を支援していくこと、子どもが人間として大切にされ、健康やかに成長する環境を社会全体の連帯でつくり上げていくことを基本理念としています。

また、その実現のため地域における子育ての支援や親子の健康の確保および増進、子どもの成長に資する教育環境の整備など七つの基本目標を立てています。

さらに、計画の策定に当た

### 認証保育所A型 事業者募集の説明会を開催

市では、保育所待機児童の解消および多様化する保育需要に対応するため、都認証保育所A型の事業者を募集します。応募を希望される方は、説明会にご参加ください。

【日時】5月13日(金) 午前10時~11時

【会場】市役所7階701会議室

【応募条件】 募集地域および保育所数

...東久留米駅から徒歩5分以内の場所に

1園 定員...30人(0歳~5歳児) 設置者の要件および建物設備基準、職員配置等...都認証保育所事業実施要綱(A型)に従うこと

開設時期...原則として9月30日(金)までに開設すること

選定方法...プロポーザル方式

【その他】 開設事業者に対する補助...開設後運営費補助を行います(開設準備金等の市独自補助はありません) 審査の結果最も優れた事業者を都に推薦します。開設許可の権限は都にあります。

申し込みは5月11日(水)までに(必着) 電子メールまたはファクス75・8181

(様式自由)で、事業者名・担当者名・住所・電話番号・参加人数を記入し、保育課保育係あて送信を。詳しくは同係☎70・7745へ。



#### 終わりに

「一層地域福祉の充実に努めていきます。」

地域福祉計画を推進するためには行政だけでなく、市民や民間団体など多様な実施主体が参画し、協働(対等な立場で連携・補充)していくことが重要です。このため地域福祉計画では役割分担を明らかにする一方、多様な活動を促進するための方向性を示しています。今後は市民や民間団体、事業者の皆さんのご理解・協力を頂きながら、な

り、子どもの幸せを第一に考える、子育ての基礎である家庭を支援する、などの八つの視点を設定しました。具体的な施策の例として、待機児童の解消や学童保育の充実、小児医療体制の充実などを目標とします。また、子ども家庭支援センターを開設して子ども自身や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、地域の関係機関と連携を取りつつ、子どもと家庭に関する総合的支援を行っていきます。

【用語解説】「ノーマライズされた地域社会」とは、一人ひとりの市民が、年齢・性別・身体機能・所得・学歴・社会的地位、さらには人種・国籍にかかわらず、生まれてから死を迎えるまで人間としての尊厳が尊重され、その人なりの生き方や信条が大切にされた社会

◆保育課メールアドレス  
hoiku@city.higashikurume.lg.jp